

平成 27 年 12 月 25 日

株式会社ラストリゾート
代表取締役社長 原田資子

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に定める事後開示書類)

当社の特別支配株主である NOVA ホールディングス株式会社（以下「NOVA」といいます。）は、当社が平成 27 年 11 月 27 日付で承認した株式売渡請求に基づき、平成 27 年 12 月 25 日（取得日）付で、売渡株式の全部を取得しました。会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に規定される事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が売渡株式の全部を取得した日

平成 27 年 12 月 25 日

2. 法第 179 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

3. 法第 179 条の 8 の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式の種類及び数

普通株式 2,304 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数

該当事項はありません。

6. 前号の売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債

該当事項はありません。

7. 前各号に掲げるもののほか、株式売渡請求に係る売渡株式の取得に関する重要な事項

株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において交付するものとします。具体的には、売渡株主から振込先の銀行預金口座の指示を受け、当該銀行預金口座に振り込む方法によります。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、NOVAが指定した場所及び方法により、売渡株主に対して株式売渡対価を支払うものとします。

以 上